

別表六の二（九）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項
《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は
令和3年改正前の措置法第68条の9第7項《試験研究

を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を
受ける場合に記載します。